

～タクシー全面禁煙のお知らせ～



山梨のタクシーは

10月1日から禁煙となります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

日頃は、山梨のタクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

平成15年5月に健康増進法が施行され、タクシー事業は『不特定多数の方々が利用される公共交通機関』として、受動喫煙防止対策の努力義務が課せられております。

既に、航空機や鉄道、乗合バスは禁煙となっており、社会全体の流れもタバコの害から健康を守るため、医療機関をはじめ公共施設や民間施設におきましても広く禁煙化・分煙化が進んでおります。

このように社会全体の取り組みが積極的に行われている中、高齢者や女性、通院治療の方々など、多くのタクシー利用者から『タクシー車内がタバコ臭い』との苦情や、改善の要望が寄せられております。

従来から消臭剤や清掃などにより、快適な車内環境の維持に努めておりますが、タバコの完全除去は困難となっております。

平成17年12月のタクシー乗務員の受動喫煙被害訴訟における東京地裁判決で『狭いタクシー車内では分煙が不可能であり、タクシー乗務員の受動喫煙の防止について、タクシー事業者は、安全配慮義務を負っている。』との認定がされ、タクシーの全面禁煙の必要性を認めた司法判断がされております。

このような状況から、山梨県タクシー協会は、タクシー車内の喫煙にかかる健康被害の防止と快適性の一層の向上を図る目的から、所属する全車両の禁煙化に踏み切ることになりました。

タバコを嗜好される利用者の皆さまには、誠にご辛抱をお願いすることになりますが、何分のご理解とご協力をお願い申し上げます。

山梨県タクシー協会